

様式第1号（第5条関係）

市民参画の手続の実施について

対象施策の名称	北本市子どもの権利に関する行動計画
市民参画の手続の実施時期	令和5年4月から令和6年3月まで
市民参画を求める方法	附属機関等の開催（北本市子どもの権利委員会の開催）
対象施策が定められるまでの手順	①市民意識調査の実施（令和4年度実施済） ②北本市子どもの権利委員会の開催 ③パブリック・コメント手続の実施 ④北本市子どもの権利に関する行動計画の策定
担当課名	福祉部子育て支援課
特記事項	